

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人LINKという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市美咲2丁目15番16号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、子ども・若者およびその家庭をはじめとする地域の人々に対して体験・交流の機会の提供に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。会員及び関係者が相互に尊重し合い、多様な意見を認めながらも、活動理念及び目的の共有を重視し、継続的かつ安定した運営が行われることを基本姿勢とする。本法人は、すべての活動において、参加者の安全及び心身の健康に最大限配慮するものとする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども及びその家庭に対する生活支援・食料支援に関する事業
- (2) 子どもの健全育成及び居場所づくりに関する事業
- (3) 体験活動・交流活動の企画及び実施に関する事業
- (4) 宿泊を伴う体験活動に関する事業
- (5) 災害時又は被災地域における子ども及び家庭への支援事業
- (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 高校生会員 会員のうち、高等学校に所属している者で、この法人の目的に賛同し、活動及び運営に主体的に関わる者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 本法人の会員として入会しようとする者は、理事長又は副理事長に対し、所定の方法により入会の申し込みを行うものとする。

2 入会の条件については、理事会において毎年度定めるものとする。この際、高校生代表の意見を最大限尊重するものとする。

3 理事長又は副理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長又は副理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 高校生会員が、高等学校を卒業したとき。

(4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(5) この法人の定款又は規則に違反し、又はこの法人の名誉を著しく傷つけ、若しくは目的に反する行為をしたことにより、理事会の決議により除名されたとき。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

(1) 本法人の目的または理念に著しく反する行為を行ったとき

(2) 本法人の信用を著しく損なう行為を行ったとき

(3) その他、会員として不適切と認められる行為を行ったとき

2 除名の判断にあたっては、高校生代表の意見を必ず聴取し、その意思を最大限尊重するものとする。

3 除名に関する具体的な基準については、高校生代表及び理事が協議の上、毎年度定めるものとする。

(不服申立て)

第12条 入会を認められなかった者、または除名された会員は、その理由について不服がある場合、理事会に対して申し立てを行うことができる。

2 前項の申立てがあった場合、理事会は、高校生代表の意見を聴取した上で、最終的な判断を行うものとする。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

(3) 高校生代表 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び高校生代表は、理事会において、監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長及び副理事長は、本法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐するにとどまらず、本法人の運営における共同経営者として理事長と密に連携し、対等な立場でその職務を執行するものとする。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

5 高校生代表は、役員として高校生会員の意見を取りまとめ、法人運営に反映させる役割を担うとともに、本法人の目的達成のために職務を執行する。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、高校生代表の任期については1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事、監事及び高校生代表のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事及び高校生代表は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長及び副理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、理事長及び副理事長が協議の上、任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任又は解任、職務
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第44条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長又は副理事長が招集する。

2 理事長又は副理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事及び高校生代表をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 理事及び高校生代表の選任又は解任、職務

(2) 役員報酬

(3) 総会に付議すべき事項

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(6) 事務局の組織及び運営

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長又は副理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長又は副理事長が招集する。

- 2 理事長又は副理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、その理事会において出席した理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事及び高校生代表総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事及び高校生代表の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事及び高校生代表は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事及び高校生代表は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長及び副理事長が共同で管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長及び副理事長が共同で別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長、副理事長及び高校生代表が協議して作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長及び副理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長、副理事長及び高校生代表が共同して作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 本法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わるものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事業所及びその他の事業所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由に基づき解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち総会において出席した正会員の過半数以上の議決を経て、選任されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示板に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長及び副理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。設立当初の事業年度に限り、第13条の規定にかかわらず、副理事長は高校生代表を兼ねるものとする。ただし、兼任する場合であっても、理事会における表決権は1人1つとする。

理事長 相澤 紀心

副理事長 辻 璃衣和

理事 中西 将志

高校生代表 辻 璃衣和

監事 土屋 茂

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から最初の通常総会終結の時までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員会費 0円

(2)正会員会費(高校生) 350円

(2)高校生会員会費 350円

(3)賛助会員会費 0円